

2024.04.01

## 医療福祉RMニュース <2024 No.1>

### 令和6年度介護報酬改定におけるBCP未策定事業者に対する 基本報酬減算措置と経過措置について

#### 【要旨】

- 令和5年7月時点で、介護サービス事業者における感染症BCPと自然災害BCPの未策定率はそれぞれ15%強であった。
- 令和6年度の介護報酬改定により、BCP未策定事業者は基本報酬が減算される運びとなった（経過措置期間有）。

#### 1. 運営基準の改正によりBCP策定等の義務化で求められる取組

昨今のコロナ禍に代表されるパンデミックや、激甚化・頻発化している自然災害により介護サービス事業所においても倒産や事業継続が困難となるケースが確認されている。こうした現状を背景として、介護サービス事業所における感染症や自然災害への対応力を強化することを目的に、令和3年度の厚生労働省令改正により指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（以下「運営基準」）が改正され、全ての介護サービス事業者を対象に「業務継続計画の策定等」として以下三つの取組が義務化された。

##### ① 業務継続計画（BCP）の策定

BCP策定の目的は「感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に必要な介護サービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るため」とされ、感染症と自然災害それぞれについて策定することが求められた。また、策定にあたって各BCPに盛り込むことが必要な項目が解釈通知で示された（表1）。

あわせて、運営基準においては「定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと」とされていることから、事業所を取り巻く状況の変化や後述する訓練により明らかになった課題等に応じて作成したBCPについて適宜修正を図ること等が求められることとなる。

表1 BCPに必要とされる項目

感染症に係るBCP	自然災害に係るBCP
<b>平時からの備え</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 体制構築・整備</li><li>・ 感染症防止に向けた取組の実施</li><li>・ 備蓄品の確保等</li></ul> <b>初動対応</b> <b>感染拡大防止体制の確立</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 保健所との連携</li><li>・ 濃厚接触者への対応</li><li>・ 関係者との情報共有等</li></ul>	<b>平常時の対応</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 建物・設備の安全対策</li><li>・ 電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策</li><li>・ 必需品の備蓄等</li></ul> <b>緊急時の対応</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ BCP発動基準</li><li>・ 対応体制等</li></ul> <b>他施設及び地域との連携</b>

出典：厚生労働省「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」を  
基にMS & ADインターリスク総研にて作成

##### ② BCP研修の実施

令和6年4月以降は作成したBCPを共有するための研修を定期的実施することが必要である。BCPの具体的な内容の共有、平常時の対応の必要性や緊急時の対応にかかる理解の励行を図ることとされ、

あわせて研修実施の記録を残すことも義務となった。

### ③ BCP訓練の実施

BCPに基づいた訓練の実施も義務化となった。感染症や自然災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、事業所内の役割の確認、感染症や自然災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的実施することとされている。訓練の実施方法に関する指定はないが、事業所の状況や訓練の内容、検証したい課題等に応じて机上訓練や実動訓練を組み合わせながら実施することが推奨される。

令和6年3月31日までは義務化の経過措置期間であるため、それまでに各介護サービス事業所は感染症と自然災害双方のBCPを策定し、令和6年4月以降に研修や訓練が実施できるよう準備をしておく必要がある。

## 2. 介護サービス事業者におけるBCPの策定状況

厚生労働省社会保障審議会（介護給付費分科会）が令和6年2月に公表した「介護サービス事業者における業務継続に向けた取組状況の把握及びICTの活用状況に関する調査研究事業（結果概要）（案）」によると、介護サービス事業者の令和5年7月時点における感染症BCPの策定状況は、「策定完了」が29.5%、「策定中」が54.8%、「未策定（未着手）」が15.5%であった。また、自然災害BCPの策定状況は、「策定完了」が27.0%、「策定中」が55.2%、「未策定（未着手）」が17.0%となっている。職員数の少ない事業所において「策定中」「未策定（未着手）」と回答する割合が多かったことから、より小規模な介護サービス事業者においてBCPの策定・着手に困難な状況がうかがえる。

これらのことから、経過措置の期限となっている令和6年3月31日までにBCPの策定が完了しない介護サービス事業者は、一定数存在することが想定される。

図1 感染症BCP策定状況

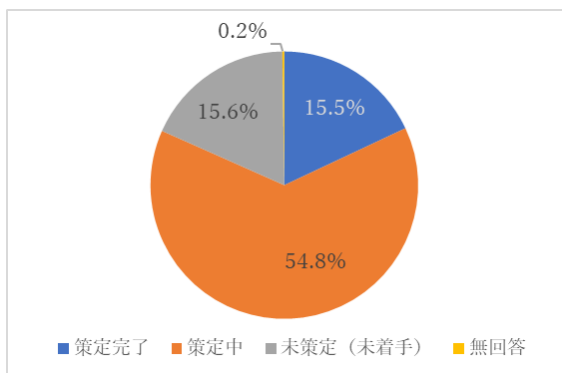
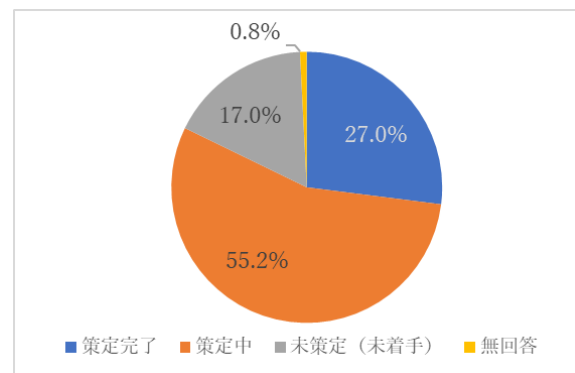


図2 自然災害BCP策定状況



出典：厚生労働省社会保障審議会介護給付費分科会「介護サービス事業者における業務継続に向けた取組状況の把握及びICTの活用状況に関する調査研究事業（結果概要）（案）」（令和6年2月）を基に、MS & ADインターリスク総研にて作成

## 3. BCP未策定介護サービス事業者に対する措置

厚生労働省は、令和6年1月22日の社会保障審議会（介護給付費分科会）の中で、令和6年度の介護報酬改定で、感染症もしくは自然災害のいずれか、または両方のBCPを策定していない介護サービス事業所に基本報酬の減算を導入する方針を示した（居宅療養管理指導、特定福祉用具販売を除く）。ただし、令和7年3月31日までの間は、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しないこととした。また、訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援についても一年間の減算を適用しない経過措置期間を設けることとした。これらのサービス種別においては、「感染症の予防・まん延防止の指針」の策定が

義務化されたのが直近であること、また、「非常災害対策計画」の整備が義務付けられていないためと考えられる。

報酬減算に経過措置期間が設けられたとはいえ、BCPは感染症や自然災害が発生した場合であっても利用者に必要な介護サービスの提供を継続させること、すなわち利用者を守るためのものであり、ひいてはサービスを提供する職員を守るものでもあるため、未策定（未着手）の事業所におかれては早急な対応が求められる。対応にあたっては、厚生労働省のホームページで、介護サービス事業者向けのBCPガイドラインや記入例を含むひな形、研修動画が公開されているため、これらを活用するのが有効である。また、弊社でもBCPの策定に係る各種相談や訓練へのコンサルティングなどを行っているため、お気軽にお問い合わせ頂きたい。

MS & ADインターリスク総研株式会社 リスクコンサルティング本部  
リスクマネジメント第四部 社会保障・医療福祉グループ  
医療福祉専任コンサルタント 志賀 洋祐

#### 【参考資料】

- 1) 厚生労働省「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」（令和3年）  
<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/000772386.pdf>
- 2) 厚生労働省社会保障審議会介護給付費分科会介護報酬改定検証・研究委員会（第28回）「介護サービス事業者における業務継続に向けた取組状況の把握及びICTの活用状況に関する調査研究事業（結果概要）（案）」  
（令和6年2月）  
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001215253.pdf>
- 4) 厚生労働省社会保障審議会介護給付費分科会（第239回）「令和6年度介護報酬改定の主な事項について」（令和6年1月）  
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001195261.pdf>

MS & ADインターリスク総研株式会社は、MS & ADインシュアランスグループのリスク関連サービス事業会社として、リスクマネジメントに関するコンサルティングおよび広範な分野での調査研究を行っています。また、当グループは、医療機関や介護福祉事業者に対するBCP策定、研修支援などのコンサルティングを実施しております。  
コンサルティングに関するお問い合わせ・お申込み等は、下記の弊社お問合せ先、またはあいおいニッセイ同和損保、三井住友海上の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

お問い合わせ先

MS & ADインターリスク総研株式会社 <https://rm-navi.com/>  
リスクマネジメント第四部 社会保障・医療福祉グループ  
千代田区神田淡路町2-105 TEL:03-5296-8976/FAX:03-5296-8941

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。  
また、本誌は、読者の方々に対して企業のRM活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／Copyright MS & ADインターリスク総研 2024